

京丹後市重層的支援体制整備実施計画 (案)



～誰ひとり置き去りにされない、つながり支え合い

助け合う 共生のまちづくりに向けて～

2025 年●月

京丹後市

目次

はじめに（計画策定の趣旨）

第1章 重層的支援体制整備事業について

～ 一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会へ ～

第2章 計画策定の背景

1 健康長寿のまち京丹後市（人口構成等）

2 京丹後市の福祉の現状

（1）市民総幸福のまちづくり

（2）包括的相談支援

（3）地域活動支援

3 検討経過

第3章 重層的支援体制整備実施計画の策定

1 計画の位置づけ

（1）法令等の根拠

（2）関連計画との関係

（3）計画の期間

2 京丹後市の重層的支援体制

（1）京丹後市の特徴を活かした重層的支援体制

（2）推進体制

（3）京丹後市の5つの取り組み

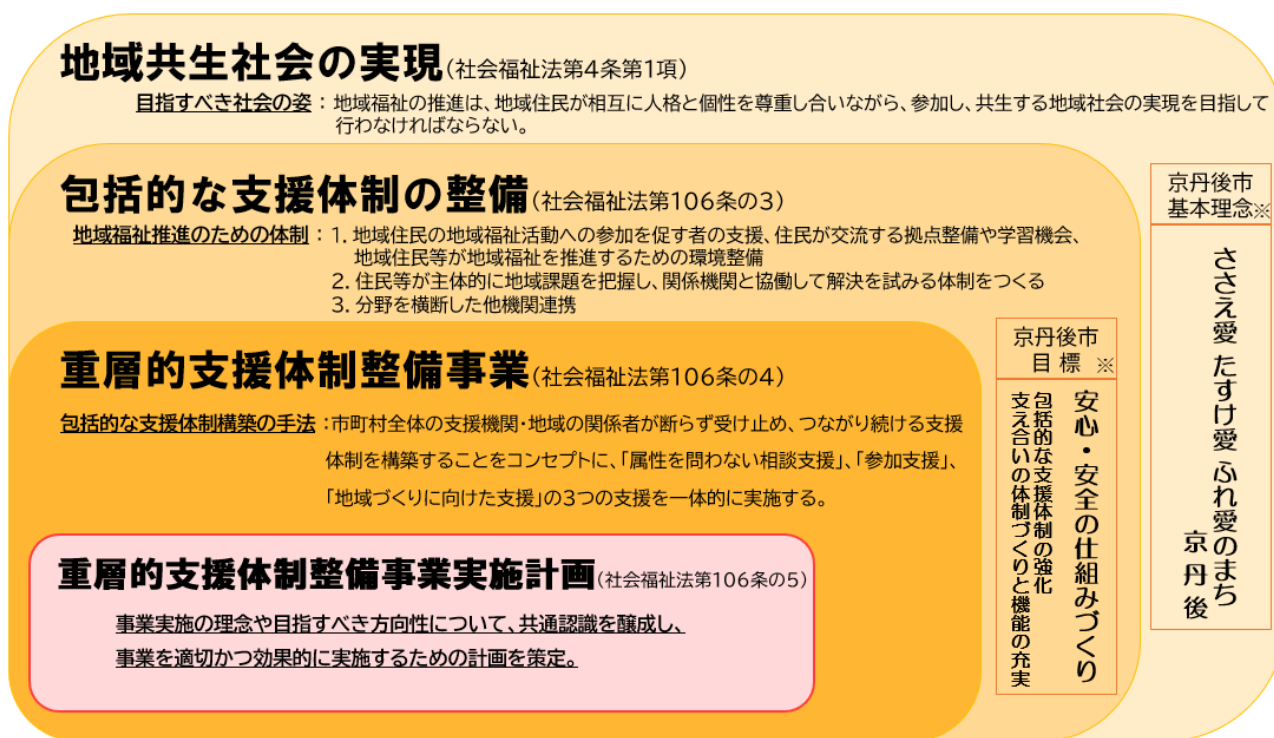
（4）京丹後市社会福祉協議会との連携

用語解説

はじめに（計画策定の趣旨）

わが国は少子高齢化の進行や社会情勢の変容により、従来の「血縁」「地縁」「社縁」関係が希薄となり、社会とのつながりを失い、必要な支援が受けられずに孤立している住民が増加しています。また、住民が抱える地域生活課題※1も複雑化、多様化し、様々な要素が絡まり合って、複合的な課題を抱えるケースが多くなっています。

この状況を背景に、令和3年度に社会福祉法が改正され、国の地域共生社会※2の実現に向けた動きが本格化し、地域福祉の主体である住民を支える仕組みとして、「包括的な支援体制の整備」を目指し、新たに分野横断的な「重層的支援体制整備事業」が創設されました。



※第4次京丹後市地域福祉計画・第4次京丹後市地域福祉活動計画

図1. 京丹後市福祉計画と重層的支援体制整備事業の概念との関係性

この国の動きを受け、本市では令和3年度策定の第4次京丹後市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画に掲げた重層的支援体制整備事業の導入検討を経て、誰ひとり置き去りにしない「真の地域共生社会」の実現のため、令和7年度からの事業実施に向けて、この「京丹後市重層的支援体制整備実施計画」を策定しました。

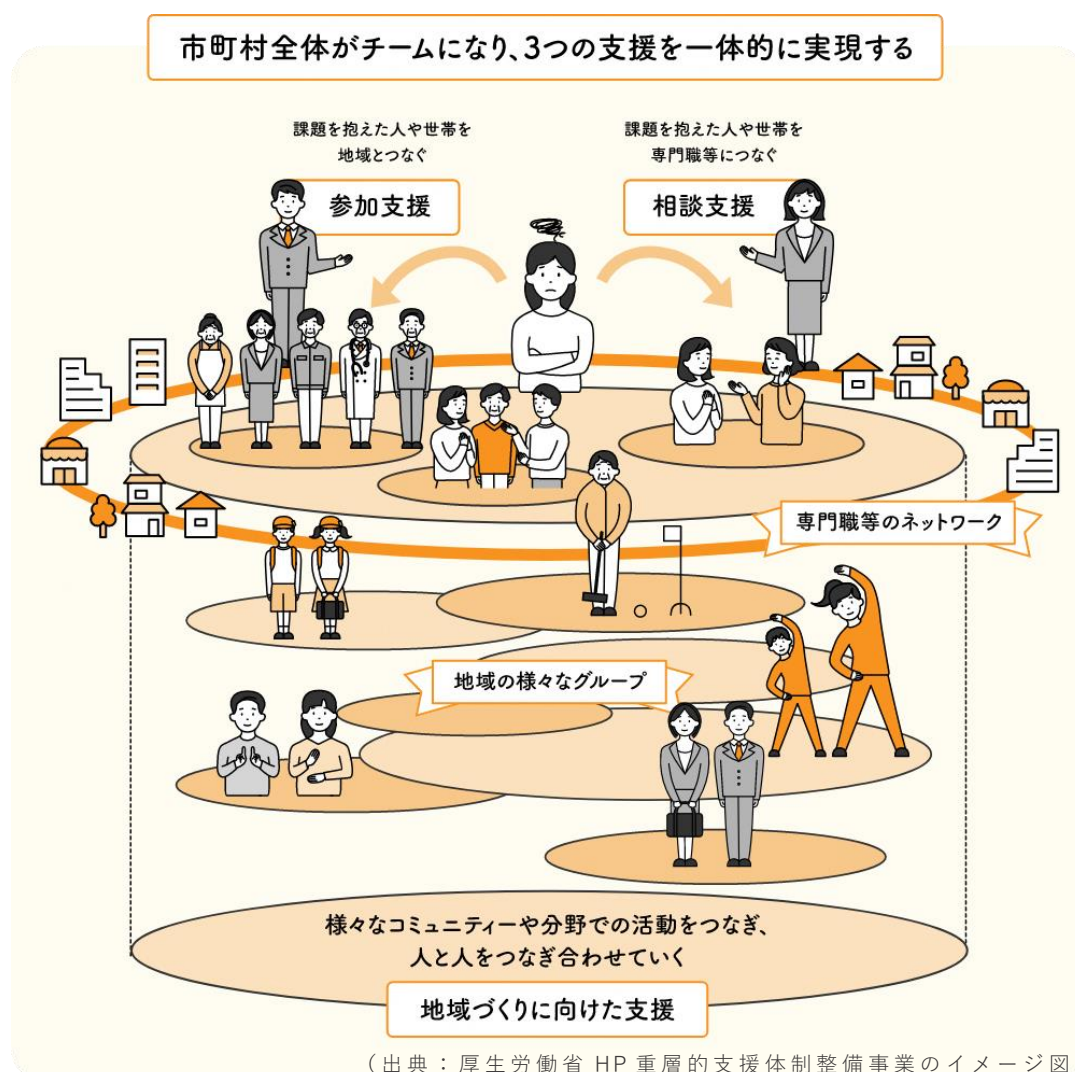
第1章 重層的支援体制整備事業について

～ 一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会へ ～

近年、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、虐待、8050問題など、市民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しており、これまでの高齢、障害、子ども、生活困窮といった「対象者別」の制度では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況となっています。

このような現状に対応するため、令和3年4月に社会福祉法が改正され、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人、世帯に寄り添った伴走型の支援を行う仕組みを作れるように設けられたのが「重層的支援体制整備事業」です。

本事業は高齢者、障害者、子ども、生活困窮の分野における既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、各分野間のスムーズな連携を促し、市民の複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題に対して包括的な支援を一体的に実施するものです。



(出典：厚生労働省 HP 重層的支援体制整備事業のイメージ図)

第2章 計画策定の背景

Ⅰ 健康長寿のまち京丹後市（人口構成等）

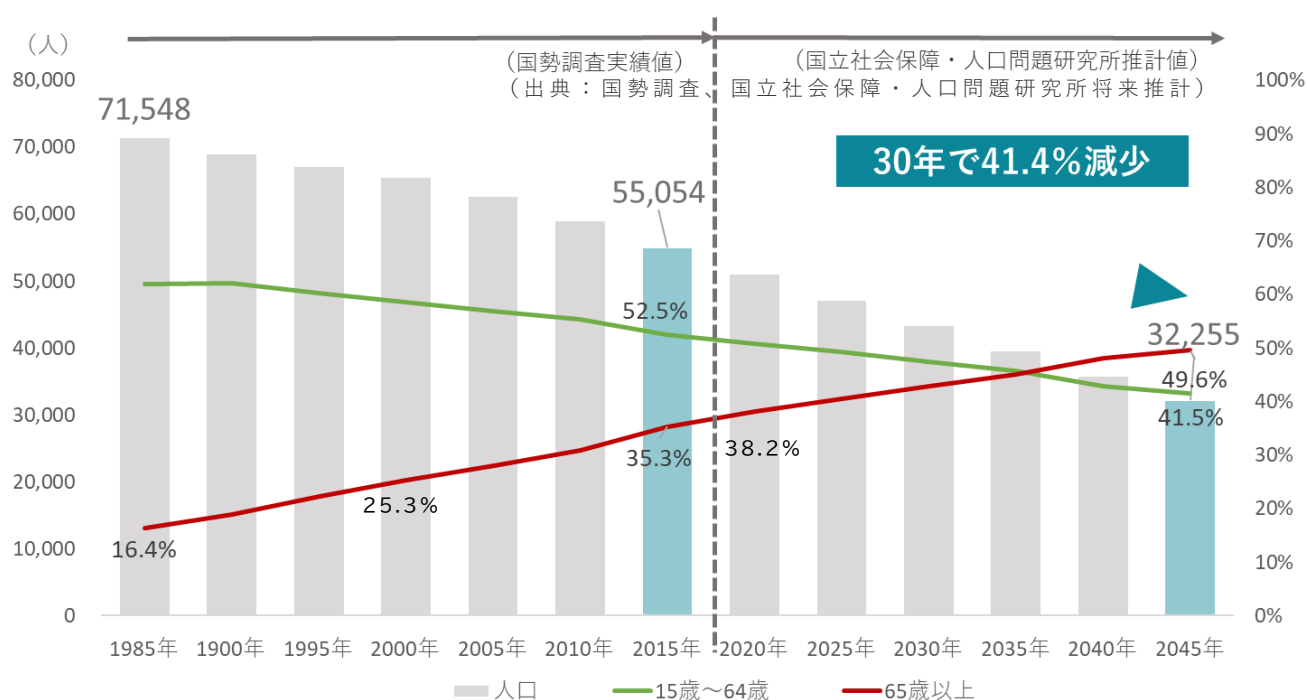
わが国では近年、人口減少が加速し、少子高齢化、核家族化など家族形態の変化のなかで、人びとは様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしや生きがいを地域とともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

国勢調査における本市の総人口は、平成 27（2015）年は 55,054 人、令和 2（2020）年は 50,860 人と減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると令和 27（2045）年の本市の推計人口は 32,255 人（平成 27（2015）年比 41.4%減少）となり、概ね 2 人に 1 人が 65 歳以上となる見込みとなっています。

また、高齢化率も平成 12 年の 25.3%から、団塊の世代すべてが 65 歳を超えた平成 27 年は 35.3%となり、令和 2 年度では 38.2%とさらに増加し、年々 65 歳以上の高齢者の比率が高くなっており、全国（令和 2 年：28.7%）、京都府（令和 2 年 29.4%）と比べても高い割合で推移しています。

さらには、近年の出生数の減少は、将来的な生産年齢人口の減少につながるほか、地域や福祉の担い手不足にもつながります。



2 京丹後市の福祉の現状

(1) 市民総幸福のまちづくり

本市では平成 20 年に「京丹後市まちづくり基本条例」を制定し、健やかで生きがいのある暮らしを実現するまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくり、お互いに支え合い助け合うまちづくりなどを目標に掲げ、基本理念に基づき市民及び市が自治と協働によりまちづくりを進めています。

さらに、平成 27 年には「京丹後市市民総幸福のまちづくり推進条例」を制定し、市民の多様な価値観が尊重され、一人ひとりが幸福を一層実感できるまちづくりを目指すといった基本理念に則り「幸福を真ん中に置いたまちづくり」、「誰ひとりとして置き去りにしない社会づくり」を市が主体的に進めています。また、主観的な満足度を表す幸福だけでなく、社会的・経済的状况や健康などの客観的な生活の質も含めたウェルビーイングなまちを実現し、市民総幸福の最大化を目指しているところです。

このような行政の姿勢や風土が基となり、国の動きに先駆け「寄り添い支援総合サポートセンター」を設置し、先駆的な「包括的相談支援」の実施や「黒部の居場所ひまわり※3」で就労に向けた準備を目的とした訓練事業と、この事業の中で自己有用感・利他精神を育む「大阪市西成区との交流事業※4」を実施してきました。

また、生活保護制度においては、「生活保護の申請は、国民の権利です」と大きくチラシ（利用についての Q&A も掲載）に記し、全国でも例を見ない全戸配布による生活保護制度の周知を実施し、さらに自殺対策においては、『誰一人置き去りにしない、いのちが一番大切にされる、生き心地の良い「いのちを護る」まちづくり』を実現するための「こころ・いのち・つなぐ手（ゲートキーパー）研修会」の開催などを積極的に進めてきました。

(2) 包括的相談支援

本市は国の動きに先駆け、平成23年度から「誰ひとり置き去りにしないまちづくり」を目指して、「『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センター」を設置し、平成25年度には、市民相談・消費生活相談を加えて「寄り添い支援総合サポートセンター」に改編し、機能強化を図ってきました。この寄り添い支援総合サポートセンターでは、相談分野や部署を区切らず、あらゆる市民の悩み事に対応するため包括的な相談支援を実施し、市民が既存制度の狭間に陥らない方策を推し進めてきました。

具体的には、受けた相談を断らない自立相談支援、就労に向けた支援、住居の確保や安定

した居住環境整備支援など、既存の制度やサービスの対象とならない住民を支援するなど、分野横断的で包括的な相談支援体制を構築した経験と実績を有しています。

また、各福祉分野で実施する相談体制の中で、特に包括的ケアシステムの構築（平成24年～）、成年後見サポートセンターの立ち上げ（令和3年度～）、こども家庭センターの設置（令和6年度～）などにより、相談体制の強化を図ってきたほか、新たに市役所内にこども部を設置（令和6年度～）して、総合的かつ包括的な子育て支援の充実を目指しています。

一方で、「寄り添い支援総合サポートセンターが『どんなことでも相談を』とあっても何が相談できるかイメージできない」、「どの分野においても相談内容が複雑多様化しており、相談支援において知識の向上や技術の習得と多職種多機関連携がますます重要になっている」、「各分野の相談窓口が持つ情報が各分野間で有効に活用できていない」、「相談内容の複雑多様化により、公的サービスだけでは対応できないケース（ニーズ）がある」、「民間との協働や社会資源の開発は十分にできていない」などの課題もあり、これを本計画策定に向けた検討課題の一つとして整理しました。

寄り添い支援総合サポートセンターの活動

「日々の悩み」や「生活費の減少」、「ひきこもり」、「債務問題」、「訪問販売」など様々な生活にまつわる問題、また、仕事に関する問題など、どんなことでも相談から支援までをワンストップで行い、問題解決のお手伝いの「総合相談支援窓口」です。

相談方法は、来所・訪問・電話（フリーダイヤルあり）、メール、LINEと多様な方法で相談に年間200件程度対応しています。また、必要に応じて解決の手段を一緒に考え、手続等の同行・同席、関係機関との調整などの支援を行っています。

（3）地域活動支援

地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を担う市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が実施する、労協、生協、コンビニと連携したフードパントリー・フードドライブなどの生活困窮者対策を支援している他、福祉理解を進めるための出前講座の積極的な実施や、共同募金を使ったこども食堂や地域サロンなどの居場所・交流の場の立ち上げや運営への支援も行っています。

また、市社協を中心とした地域活動やボランティア活動などの市民活動の育成・支援のほか、各種団体や民間事業者の協力による「高齢者等見守りネットワーク」活動や災害時に避難支援等が必要な人の基本情報と避難の支援・平時の見守りをする人を行政区の区長を中心に登録を進める「災害時における地域での避難支援体制」（令和6年3月現在登録者数1,279

人)など市民主体のまちづくりも支援してきました。

そして、介護保険法の生活支援体制整備事業や生活困窮者自立支援法の地域づくり事業、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を活用し、市社協と市役所内の地域に関する関係部署が連携して、様々な地域の強みや弱みを把握する中、地域が抱える生活課題の解決に向けた活動として、モデル的に「地域共生ステーション」を設置しました。

3 検討経過

京丹後市では、近年の複雑化・複合化した課題、多様化する支援ニーズに対して適切な支援をするため、重層的支援体制の導入に向け検討を行う重層的支援体制検討会（庁内会議）を令和5年5月に設置しました。

検討会では、高齢介護、障害者、子ども、生活困窮事業の一体的実施及び実施体制等について、関係部署と市社協、学識者、京都府、京都府社会福祉協議会にも参加してもらい、3回の検討、担当者のワーキンググループを3回開催、また研修を実施するなど、令和7年度の体制整備に向けた検討を行いました。

検討会・各分野の相談担当ワーキングでの意見

- ・どこの分野も対応できる調整役がいるとやりやすいのでは。もっと早くつながると、よいケースもある。
- ・役割分担の線引きが難しい事案も増えている。あいまいな部分の役割分担は、その都度手探りで相談しながら対応している。
- ・相談者の抱える問題の多様化により、相談者に関わる機関が増えるのは良いが、どの分野が主体となるかがあいまいとなる。
- ・介護の相談を受けたことをきっかけに、介護者自身の仕事の相談・メンタルなど多種多様な相談を受けることもある。また、同居の子が無職であったり、親の年金を頼っていたり、買い物依存症やギャンブル依存症で借金があったり、問題が複数発覚することが多い。

検討会議では、重層的支援体制整備事業について、京丹後市の特徴（強み）である国の動きに先駆けて設置した「寄り添い支援総合サポートセンター」を中心として展開すること、そしてセンターの役割である「制度間の隙間から漏れ落ちることがない機能」に加え、行政内の縦割りにも横串を刺す「横断的な組織を調整する機能」を持たせることとして、体制強化を図っていくこととしました。

第3章 重層的支援体制整備実施計画の策定

1 計画の位置づけ

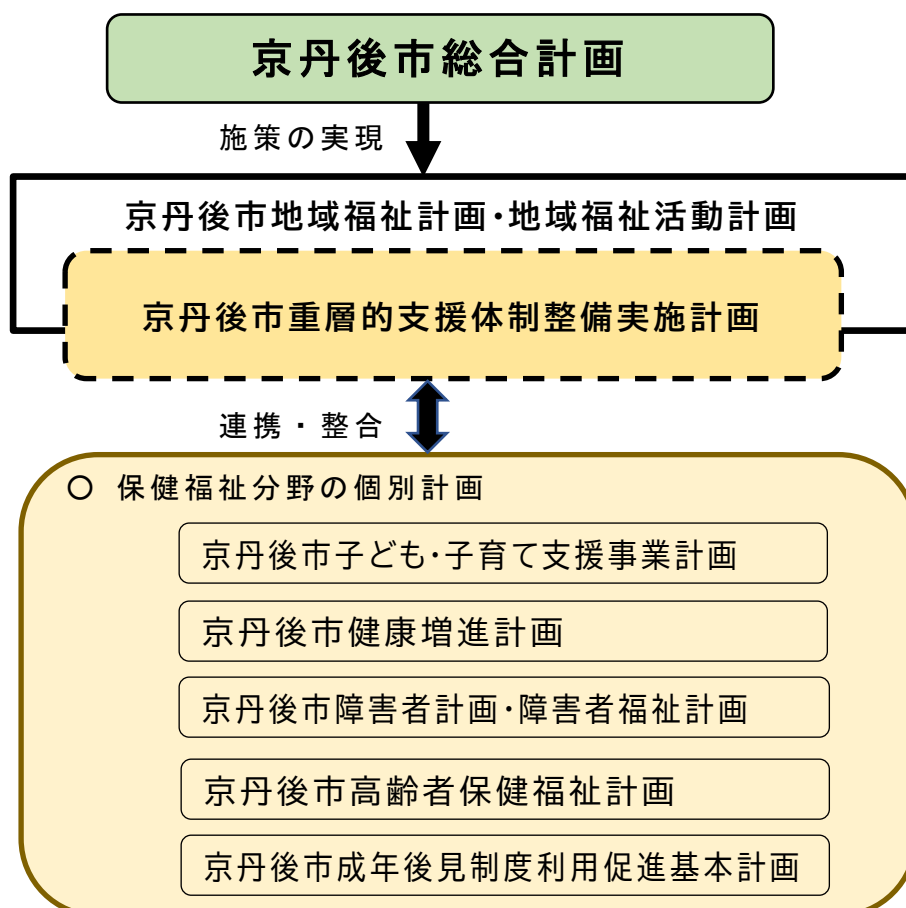
(1) 法令等の根拠

この計画は、社会福祉法（以下「法」という）第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた計画です。

(2) 関連計画との関係

また、この計画は、両輪で進める市社協と共同で策定した「第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念に基づき、「安心・安全の仕組みづくり、ふれあいの場づくり」に資する計画で、「包括的な支援体制の強化」「市民主体の交流の場づくりの支援」について、より具体的に必要な事項を定める計画として位置づけています。

また、京丹後市総合計画を実現するため、地域福祉計画・地域福祉活動計画を基に、他の福祉分野の個別計画とも整合性を図り取り組んでいきます。



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和8年度の2か年とし、令和9年度からは「第5次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に本計画を内包し、一体的な計画とします。

2 京丹後市の重層的支援体制整備事業

(1) 京丹後市の特徴を活かした重層的支援体制

これまで実施してきた「寄り添い支援総合サポートセンター」による包括的相談支援やその他の制度による相談支援体制や「地域共生ステーション」設置以前の各制度による地域づくりに向けた地域支援体制を、次のように強化・拡充を行います。

重層的支援体制や包括的な支援体制で求められている機能や仕組みの多くを有している「寄り添い支援総合サポートセンター」、「地域共生ステーション」を中心に「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの支援を柱として、包括的相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働事業、参加支援、地域づくり事業の5つの取り組みを連携させ、「誰ひとり置き去りにしない地域共生社会」を目指し、世代や分野の垣根を越えて、地域全体で支え合うネットワークづくりを展開していきます。

また、地域においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「丸ごと」つながることで「地域力」を高め合い、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「真の地域共生社会」を目指す体制とします。

(2) 推進体制

① 寄り添い支援総合サポートセンターの役割

寄り添い支援総合サポートセンターは、設置した当初から包括的な相談支援を実施しており、十数年にわたって多くの経験を積みノウハウを蓄積するなど、今回の社会福祉法の改正における重層的支援体制や包括的な支援体制で求められている機能や仕組みの多くを既に有しています。

今回、重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、これまでから寄り添い支援総合サポートセンターが有する制度の縦割りに横串を刺す「横断的機能」だけではなく、行政内の縦割りに横串を刺す「組織の調整機能」を持たせ、どの相談窓口からでも包括的な相談支援を実施できる包括的相談支援体制をとると同時に地域福祉推進の両輪である市社協と連携し、「地域共生ステーション」による地域づくりや地域活動の支援を進め地域全体で支え合うネットワークを構築します。

このほか、成年後見サポートセンターの実施する成年後見制度利用促進に関する取り組みは、「地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む」など共通点があることや、障害に関する相談支援についても、複雑化・複合化した課題を抱えるケースが多く、国においても適切な支援の包括的な確保が規定されたことなどから、これらについても重層的支援体制の中で一体的に行うため、専門職を含めた人員と機能を寄り添い支援総合サポートセンターに加え、京丹後市の特徴を活かした唯一無二の重層的支援体制を構築していきます。

②地域共生ステーションの役割

令和4年度から重層的支援体制整備事業の移行準備として設置した地域共生ステーションは、市民に近い窓口として旧6町に設置し、地域福祉を推進する「市社協」、行政区を支援する「市民局」、社会教育を推進する「地域公民館」が連携してコミュニティを支援することで、地域とともに地域が抱える課題の解決を目指し、地域力を高め、支え合う、京丹後市独自の地域支援の体制とします。

地域共生ステーションの活動



市民局と社協、そして地域公民館が連携した地域の総合相談窓口。積極的に地域に向き、地域生活課題など包括的に相談に乗り、課題解決に向けた地域活動の支援ができる他、個人に対してのインフォーマルな地域資源(こども食堂や居場所、地域のサロン、ボランティアサークル等民間・地域の取り組み)の案内やつなぎなどの社会参加への支援等、安心して住み続けられる持続可能な地域づくりを支援します。

(3) 京丹後市の5つの取り組み

本市の特徴を活かした重層的支援体制整備事業では、3つの支援の柱に5つの取り組みを一体的に実施します。

■重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援と5つの取り組み

取り組み	主な内容
1.相談支援 本人や世帯の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援	
①包括的相談支援 【調整役】 寄り添い支援総合サポートセンター	・自立相談支援（寄り添い支援総合サポートセンター） ・権利擁護相談（寄り添い支援総合サポートセンター・地域包括支援センター） ・障害者相談（寄り添い支援総合サポートセンター・障害者福祉課・障害者相談支援事業所等） ・生活保護相談（生活福祉課） ・介護・介護予防相談（地域包括支援センター） ・子ども・子育て相談（こども家庭センター） ・ひとり親相談（こども未来課） ・自殺対策相談（健康推進課） ・困難な問題を抱える女性への支援（市民課） ・犯罪被害者等への支援（市民課）
②アウトリーチ等を通じた継続的支援	・潜在的な相談者への働きかけ （地域共生ステーション（市社協）） 《新規事業》
③多機関協働事業	・庁内や支援機関のネットワークによる支援会議運営 （寄り添い支援総合サポートセンター） 《新規事業》
2.参加支援 本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援	
④参加支援事業	・参加の場のマッチング支援及び支援の定着支援 （地域共生ステーション（市社協）） 《新規事業》
3.地域づくり 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代交流、多様な地域活動が生まれやすい場を確保する地域づくりに向けた支援	
⑤地域づくり事業	・地域共生ステーション（市民局・地域公民館・市社協）※6ヶ所 ・地域介護予防活動支援（健康推進課） ・生活支援体制整備事業（長寿福祉課・市社協） ・地域活動支援センター事業（障害者福祉課・障害福祉事業所） ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援課・市内8ヶ所）

① 包括的相談支援事業（法第 106 条の4第 2 項第 1 号）

本市の各相談窓口やその他の各相談支援機関などの機能をベースとし、必要なサービスの情報提供や関係機関へのつなぎを行います。

その中で、複雑化・複合化した課題については、寄り添い支援総合サポートセンターにつなぎ、あらゆる年代や属性からの様々な相談に対応するとともに、新たな協議体を活用し、関係各課の相談支援業務の担当職員や必要に応じて庁外の関係者を加えた「包括的な相談支援」を行います。

【取組内容】

- ・寄り添い支援総合サポートセンターに専門職を配置して、分野横断的な課題に対応するための庁内調整
- ・「包括的な相談支援」のための協議の場を設置し、一つの部門だけでは支援が困難なケースの対応進捗管理を掌握
- ・協議の場においては、各機関が把握する制度や社会資源の情報の共有化
- ・関係機関へつないだ後の状況把握などを含めた支援調整

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の4第 2 項第4号）【新規事業】

地域共生ステーションの活動により把握できる、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない人を必要な支援に結び付ける仕組みを構築します。また、市や市社協などが持つ既存のアウトリーチ機能（民生・児童委員や福祉委員による訪問相談支援、ボランティアによる訪問支援、サロンなどの居場所など）も引き続き活用し、その機能により把握した情報が共有化できる機能を拡張して、潜在的な相談者の把握に努めます。（「地域共生ステーション」、③「多機関協働」関係）

【取組内容】

- ・地域共生ステーションにより潜在的な相談者に寄り添い、支援に結び付くよう丁寧な働きかけを実施
- ・潜在的な相談者へ支援の検討を行うため新たな協議体への参加
- ・寄り添い支援総合サポートセンターに専門職を配置して、分野横断的な課題に対応するための庁内調整（再掲）

③ 多機関協働事業（法第 106 条の4第 2 項第5号）【新規事業】

複数の相談支援機関等による支援を必要とする課題については、寄り添い支援総合サポートセンターにおいて相談を受け、支援機関と連携しながら作成した支援プランに基づいて支援を行います。

福祉だけではなく、医療や司法などの様々な公的機関や民間団体が参加できる新たな協議体を設置し、課題把握や役割分担など支援の方向性の調整を行います。

【取組内容】

- ・寄り添い支援総合サポートセンターにより、分野横断的な課題に対応するための調整（再掲）
- ・新たな協議体の設置により、一つの部門だけでは支援が困難なケースの支援の方向性と役割分担について協議（再掲）
- ・相談支援に携わる職員を対象とした研修及び庁外を含めた多（他）職種による事例検討等を実施
- ・自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない人へ支援を行うため新たな会議体の運営

新たな協議体（支援会議※5）

構成員	開催	目的	実施内容
市内を中心とした関係機関や関係者 （場合によっては庁内の関係課のみ）	・全体（市内の支援や資源の状況の共有等） ・随時（困難なケースごとに必要な時期に開催）	・市内の支援や資源の状況の共有等を行う。 ・法律に基づき出席者に守秘義務を課した上で招集し、支援に対して本人の同意が取ることができない人の情報共有や支援方針についての検討を行う。	・市内を中心とした関係機関の代表者や関係者を集め、市内の支援や資源の状況の共有等を行う。 ・支援に対して本人の同意が取ることができない人の情報共有及び介入方法や支援方法等の検討を行う。

④ 参加支援事業（法第 106 条の4第 2 項2号）【新規事業】

社会や家族からの孤立のような、既存の制度や枠組みでは解決しないニーズに対して、参加可能な活躍の場との結びつけなど、社会参加を支援できるような連携体制を「地域共生ステーション」により構築します。（「地域共生ステーション」関係）

【取組内容】

- ・地域共生ステーションの活動による把握や関係する機関や団体から受ける依頼を受

け、対象者のニーズや課題等を把握し、ニーズに沿った社会資源とのマッチング

・マッチング後の定着に向けた支援

⑤ 地域づくり事業（法第 106 条の4第 2 項3号）

市社協が実施する地域アセスメントを基に、地域と関係機関が連携して地域生活課題へ対応していくための連携体制を地域ごとに立ち上げていきます。（「地域共生ステーション」関係）

また、市民が安心して生活を営めるよう、市社協の実施する市民及び団体、企業による「見守りネットワーク」の再構築に向け支援していきます。

さらに、市民の多くが所属し、活動の場である企業などの働く場においても、ウェルビーイングが実現されるよう働きかけを進めていきます。

【取組内容】

- ・市社協の実施する地域アセスメントが行いやすいよう、市が保有する情報の提供と市が把握する社会資源の紹介等の協力
- ・地域や活動団体等の社会資源が活用できる補助や助成制度を市社協と共有
- ・「地域共生ステーション」の財源を確保
- ・京都府立医科大学との協定※6を活かし、新たな協議体を活用した通報者の保護や ICT の活用等の見守りネットワークの再構築を検討
- ・災害時にも機能するための、平時から災害に備えたネットワーク構築の推進
- ・地域づくりに向けた支援において、企業等の働く場へもアプローチできるよう進め方を検討

（4）京丹後市社会福祉協議会との連携

「地域共生社会の実現」に向けて、市社協と一体的に策定した「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の担い手育成や活動への支援、福祉理解や地域の課題を把握する場として住民懇談会の開催、見守りネットワークの運営、ボランティア活動への支援等のより具体的に効果的な取り組みを行っています。

また、本計画における「地域共生ステーション」は、前項の③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業を市社協が担う仕組みとすることから、市と市社協が両輪となり連携を取りながら重層的支援体制整備事業の取り組みを進めていきます。

【用語解説】

※1 地域生活課題

保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。《厚生労働省資料より》

※2 地域共生社会

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。《厚生労働省資料より》

※3 黒部の居場所ひまわり

平成28年1月に開所した閉所した旧黒部保育所を修繕し、家庭や地域など社会的に孤立している方の「生活の改善」や「仲間づくり」、「就労に向けた体験や訓練」「地域内外の団体との連携交流」などの事業を実施して、自立や社会参加に向けた支援を行っている。

※4 大阪市西成区との交流事業

都市・地方間連携として平成27年から始まった、西成区から委託を受け生活保護受給者の就労支援を実施している「釜ヶ崎支援機構」の「ひと花センター」利用者と、京丹後市から委託を受け生活困窮者や生活保護受給者の就労準備支援事業の利用者が交流や京丹後市の利用者が育てた農作物を西成区の施設へ提供することで、他者を助ける利他精神や他者の役に立つとの自己有用感、交流によるコミュニケーション能力の向上などを目指し、毎年度交流事業を行っている。

※5 支援会議

これまで複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定化されていないことから、情報共有が進まず、深刻な課題の状況を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが問題視されてきた。このため、法定化した会議体により、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。生活困窮者自立支援、孤独・孤立対策、困難女性支援、消費者安全対策など様々な制度で、同様の仕組みの会議体（協議体）がある。ただし、対象者像に違いがある。

※6 京都府立医科大学との協定

内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）が取り組む社会課題の一つである「高齢者が生涯にわたって自立的に経済活動ができる包摂的な社会経済システム構築」に関し、新たな見守りネットワークモデル事業を推進し、もって京丹後市の地域発展に寄与することを目的として、令和6年12月25日に締結された京都府立医科大学との協定を指す。

京丹後市重層的支援体制実施計画

発行年月日：令和 7 年●月

発行：京丹後市 健康長寿福祉部 生活福祉課

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷 691 番地

TEL:0772-69-0310 FAX:0772-62-1156